

電気用品安全法改正について(2012年1月13日改正)

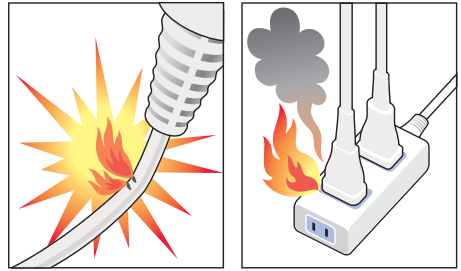
- テーブルタップ・延長コードが「延長コードセット」として、電気用品安全法の対象になりました。
- 現在は新基準適合品のみ、製造・輸入が認められています。(本体に適合マーク[コ]を表示)
- 旧基準製品は販売のみ可能ですが、安全のため、新基準適合品の購入をおすすめします。

改正目的及び改正概要

近年のテーブルタップ事故の増加を受け、経済産業省は、家庭で使用されるテーブルタップや延長コードを対象とした技術基準を追加しました。

(従来から「マルチタップ」・「コード」・「差し込みプラグ」などの単体の基準はありましたが、セット品としての基準はありませんでした。)

複数の電気製品又はコンセントから離れた場所にある電気製品を接続するために用いるテーブルタップや延長コードは、その構成部品である「差し込みプラグ」「コード」「マルチタップ」「コードコネクターボディ」単体はそれぞれ特定電気用品である。しかし、組立品全体は規制対象になっていない。家庭内のコンセントの数が限られている状況で、使用される家電製品の数が増加したことにより、テーブルタップコードセットは一般家庭で広く用いられており、これに起因する事故の数も年々増加傾向にある。主な事故原因は、消費者の誤使用(コードの損傷、定格容量を超える使用等)によるものである。このため、組み立てた状態での性能・検査を規定し、所用の試験を第三者検査機関で検査されるよう、組立品を特定電気用品「延長コードセット」に指定し、事故の未然防止を図るべく省令を改正する。



- | | |
|---------|----------------------------------|
| 【改正の概要】 | 1 定格容量固定化…定格電流 15Aまたは20A |
| | 2 キャブタイヤコードもしくは保護被覆付コードに限定 |
| | 3 差し込みプラグ材料の「耐トラッキング性」と「難燃性」 |
| | 4 電線接続部分に「温度上昇試験」適用 |
| | 5 表示追加「最大電力」「コード束ね使用禁止」「適合表示[コ]」 |

・改正の要求事項・内容

1 定格の固定化

- ・延長コードセットの定格電流は15A又は20A
- ・延長コードセットの定格電圧は125V又は250V

2 使用電線の限定

- ・電線はキャブタイヤコード又は保護被覆を施したコードに限る

3 電線一体成形差し込みプラグの絶縁材料の規定

【プラグの耐トラッキング性】

- ・コンセントとの突き合わせ面のプラグの外面で、栓刃に接する絶縁材料は、PTIが400以上
- ※PTI(保証トラッキング指数):5個の試験片が、50滴落下中に、トラッキング破壊及び持続炎を発生しない保証電圧値

【プラグの耐燃性】

- ・栓刃間を保持する絶縁材料は、グローワイヤ燃焼試験を試験温度:850℃に適合又は、グローワイヤ着火温度:875℃レベル以上
- ・プラグの外郭が塩ビ樹脂の一体成形のものは、栓刃間の保持には、熱硬化性樹脂を使用

WHA2513WKP
ザ・タップX(3コ口)(1m)(ホワイト)

コード

差し込みプラグ

マルチタップ

4 電線接続部の信頼性試験の追加

- ・コードかしめ部などの電線接続部端子に、「通電サイクル試験」を適用
- 通電電流:定格電流の1.2倍
- 通電頻度/回数:45分通電45分休止を125回
- 判定基準:25回目と125回目の温度の差が8℃以下

5 表示の追加

- ・最大電力又は定格電流の表示
- ・「コードを束ねて使用することを禁止」の旨表示
- ・延長コードセット適合表示

タップ部裏面例

表示追加
本体の適切な位置に[コ]を表示

パナソニック株式会社
MADE IN JAPAN

ザ・タップシリーズは新技術基準を全て満たしています。

(適合検査機関による適合性確認を実施し、商品への法定表示を行っています)



「延長コード」として、製造・販売される業者様へ

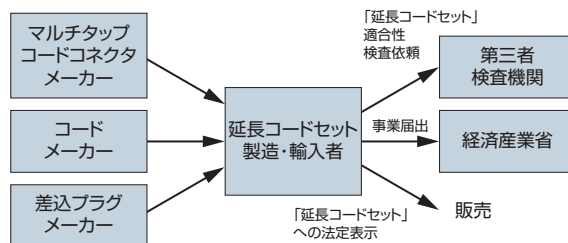
下に該当する「延長コードセット」を製造・輸入する場合、経済産業省への届出、所定の手続きが必要になります。
(「マルチタップ」、「コードコネクターボディ」、「差込みプラグ」などの単品を購入し、「延長コードセット」を製造・販売される場合も対象となります)

延長コードセットの範囲などの解釈

「延長コードセット」とは、電源電線(コードに限る。)の巻取り機構を有さないもので主にコードの延長接続を目的とし、電源電線に汎用性のある接続器(「マルチタップ」、「コードコネクターボディ」または「差込みプラグ」に限る。)が付属されるものをいう。なお、「延長コードセット」と同じ用途であって、その接続器に雑音防止機能、避雷機能が付加されるものであるときは、当該接続器を「マルチタップ」、「コードコネクターボディ」または「差込みプラグ」と解釈し、対象として取り扱う。

詳しくは、経済産業省ホームページの電気用品安全法

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>でご確認ください。



テーブルタップには寿命があります！

傷みが生じたら新しいテーブルタップに取り替えましょう。

周囲環境の変化や使い方によって、3～5年*経過すると傷みが生じてくる場合があります。そのまま使い続けると、発火に至る恐れがあります。

*製品の保証期間および耐用年数ではありません。取り替え時期の目安です。

チェックポイント

使い方

- コードを引っ張らない、椅子などで踏みつけない
- コードを束ねて使用しない
- 濡れた手で触らない、水がかかる所(屋外や風呂場など)で使用しない

お取り替えサイン

- コードが硬くなっている
- コードが熱い、通電が途切れる
- コードが波打ったり折れ曲がっている、汚れている
- 5年以上経過している



コードの踏みつけ・引っ張りを繰り返した事例



テーブルタップの使用を禁止している器具(オイルヒーター・食器洗浄機・エアコンなど)があります。各器具の取扱説明書を確認してください。

